

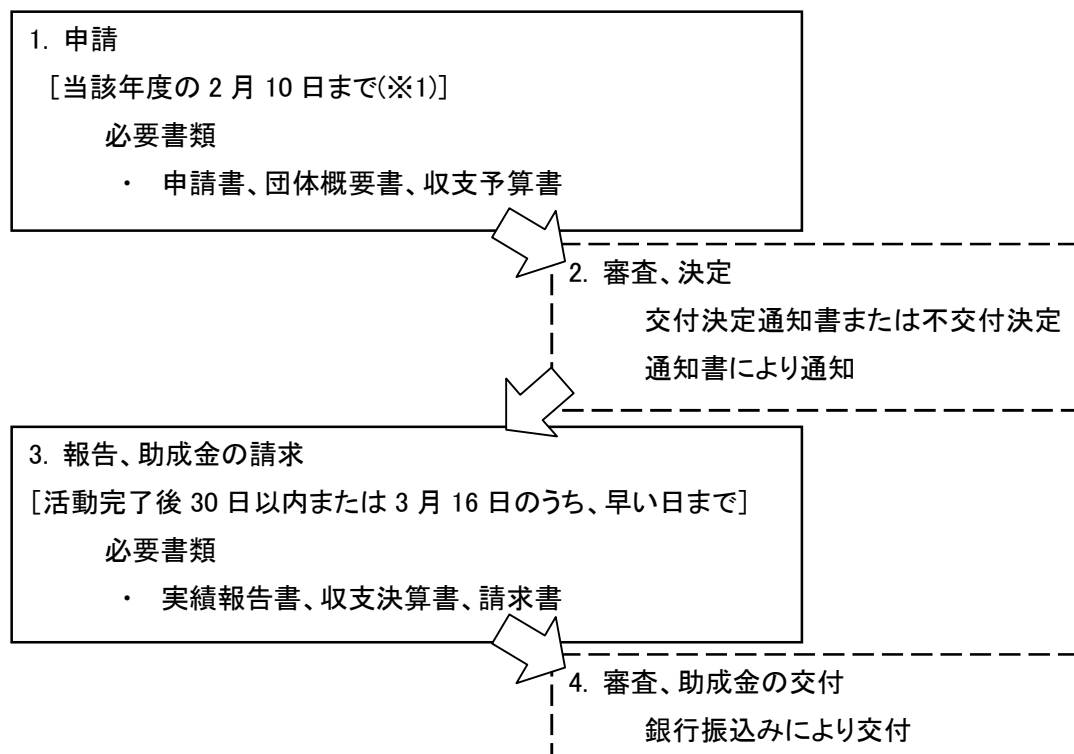


イメージキャラクター サナルン

佐鳴湖活動助成金のご案内

まずは、お気軽にご相談ください！

1. 対象団体 構成員 5 人以上の団体
2. 対象活動
 - ・ 非営利目的の活動であること
 - ・ 当該年度に完了すること
 - ・ 次のいずれかに該当すること
 - ①水質に関する活動 (例 / 佐鳴湖およびその流出入河川の環境調査、浄化関連活動)
 - ②環境美化活動 (例 / 佐鳴湖およびその周辺の草刈り、清掃活動)
 - ③学習啓発活動 (例 / 佐鳴湖に関する知識・理解を深めるための調査・印刷物の発行、イベントの実施)
 - ④動植物の保護に関する活動 (例 / 佐鳴湖周辺の在来動植物の保護活動)
3. 金額 1 団体につき年間合計 5 万円を上限 (4 月 1 日～翌 3 月 31 日までの間)
4. 申請手続 (内は申請する方が行う手続、 内は協議会が行う手続)



※1 助成金は予算の範囲内での交付になります。申請状況によっては、申請をお受けできない場合もあります。
まずはお早目にご相談ください。

※ 詳細については、「佐鳴湖活動助成金交付要綱」をご確認ください。

<お問い合わせ先>

佐鳴湖市域協議会事務局

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10 浜松市 環境保全課

Tel:053-453-6144 Fax:053-454-0514

E-mail :kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※ 佐鳴湖地域協議会は地域代表、学識経験者、行政等で組織している協議会で、静岡県浜松土木事務所、浜松市環境保全課が事務局を務めています。